

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

規制の名称：液体の危険物を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和5年4月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現在の危険物の規制に関する規則において、プラスチック製運搬容器における危険物を収納できる期間の規定は設けられていないところ、国際基準であるUN規格や危険物等の運搬について規定した危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）を見ると、プラスチック製運搬容器は製造されてから5年で検査の効力を失うと規定されており、製造から5年が経過した容器は、国内外問わず、危険物の海上輸送には使用できないこととなっている。

プラスチック製運搬容器の危険物を収納できる期限を5年以内としていないことにより、日本で使用されているプラスチック製運搬容器と輸出入で使用されるプラスチック製運搬容器の間に整合が図られておらず、望ましくないと考えられる。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

UN規格や危険物船舶運送及び貯蔵規則等では、プラスチック製運搬容器は製造されてから5年で検査の効力を失うと規定されており、危険物の規制に関する規則においても、液体の危険物を収納できる期間をUN規格や危険物船舶運送及び貯蔵規則等と一致させる必要がある。

#### 【規制の内容】

#### 1. 液体の危険物を収納するプラスチック容器又はプラスチックドラムの収納期限

液体の危険物を収納するプラスチック容器又はプラスチックドラムについて、液体の危険物の収納期限は製造されてから5年以内のものとする。

#### 2. 液体の危険物を収納するプラスチック容器又はプラスチックドラムの表示

製造年月及び製造者の名称又はその略号を表示することとする。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

##### ○製造メーカーの負担について

本規制により「製造年月及び製造者又はその略号」を容器等に印字するための負担が生じることが考えられる。しかし、危険物容器に関しては、その内容物の危険性から、既にUN規格やこれと同等の基準であるJIS規格を取得又はそれに準じた規格で製造している容器メーカーがほとんどである。これらの規格を満たして製造している容器メーカーにおいては、「製造年月及び製造者又はその略号」の印字等が既に行われているため、原則として新たな設備投資はかからないものと考えられる。

<※JIS規格を満たさず製造している容器メーカーがある場合における費用について>

当該費用については、正確な金額の把握が困難であるため、おおまかな目安値を推計する。

まず、平成28年度経済センサス活動調査における「その他工業用プラスチック製品等」を製造している事業所は全国で約2,000事業所である。このうち、危険物運搬用のプラスチック容器等を製造し、かつJIS規格を取得していない事業所はごく一部であると考えられるが、仮にその割合を多く見積もり1割とすると、該当する事業所数は $2,000 \times 1割 = 200$ 事業所と推定される。

次に、当該事業所ごとの設備投資単価について、市場の状況をみると、産業用レーザーメーカーの平均的な価格が約300万円であり、当該費用を設備投資の単価とみなすこととする。

以上を踏まえ、JIS規格を満たさず製造している容器メーカーにおいて発生する費用は、多く見積もった場合でおよそ $200 \times 300$ 万円=6億円程度と推計される。

##### ○容器を使用する者の負担について

今回の改正により、海上輸送に使用する場合以外の目的で危険物を収納する場合の期限も5年となるため、買い換えの負担が生じることが考えられる。

しかし、既にUN規格等に基づき製造しているメーカーがほとんどであり、UN規格で収納できる期限を5年としていることから、従前から業界団体により5年を目安に容器を交換するよう呼びかけられていた。よって実体としては、上記の事情もあり、現時点で既に危険物容器は収納できる期限を5年として運用されていると思われ、原則として新たに発生する費用はないものと考えられる。

<※5年を目安に交換が行われていない容器がある場合における費用について>

当該費用については、正確な金額の把握が困難であるため、おおまかな目安値を推計する。

まず、令和4年版消防白書によると、全国の危険物取扱所数は約12万箇所となっている。こ

のうち、液体危険物の運搬業務を行い、かつUN規格を満たさない容器を扱うものはごくわずかであると考えられるが、仮にその割合を1%とすると、該当する取扱所は12万×1%=約1,200箇所であると推定される。また、仮に1事業所あたり100個の容器を使用していると推定すると、該当する容器数は1,200×100=約12万個と推定される。

次に、容器の単価は、一般的に約1,000円である。

以上を踏まえ、5年を目安に交換が行われていない容器がある場合における使用者側に発生する費用は、およそ12万×1,000円=1億2千万円程度と推計される。

以上のことから、仮にメーカー側、使用者側において負担が発生したとしても、その金額は多く見積もった場合でも6億+1億2千万=7億2千万円程度と推計される。

#### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本省令改正は、商品の規格を制限するものであるが、プラスチック容器又はプラスチックドラムに製造年月及び製造者の名称又はその略号を表示することは、プラスチック容器又はプラスチックドラムの製造と購入の両方において、追加で必要となるコストが小さく、競争に及ぼす負の影響が軽微である。

## 5 その他の関連事項

#### ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本件は、日本で使用されているプラスチック製運搬容器と輸出入で使用されるプラスチック製運搬容器の間に整合を図るため、海外の基準と合わせるために省令を改正しようとするものであり、検討段階等で特段事前評価は行っていない。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

メーカー等へのモニタリングを通じ、予期せぬ設備投資等の費用その他支障が発生していないか把握する。